

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定によって、
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、広島地域事務所長から報告があった。

平成十九年十二月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

株式会社中央石油店	（名 氏 名 称）
福山市新市町新市一〇八	主たる事務所又は 事業所の所在地
平成一九年一〇月三二日	取消年月日